

岩手大学三陸復興推進機構規則

(平成24年 3月15日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第7条の3の規定に基づき、岩手大学三陸復興推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 機構は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した三陸沿岸地域等の復興を支援し推進することを目的とする。

(部門等)

第3条 機構に前条の目的を達成するため、次に掲げる部門を置く。

- 一 教育支援部門
 - 二 生活支援部門
 - 三 農林畜産業復興推進部門
 - 四 水産業復興推進部門
 - 五 ものづくり産業復興推進部門
 - 六 地域防災教育研究部門
- 2 水産業復興推進部門の業務は三陸水産研究センターが担うものとする。
- 3 地域防災教育研究部門の業務は地域防災研究センターが担うものとする。

(組織)

第4条 機構に、次の職員を置く。

- 一 機構長
- 二 プロジェクト職員
- 三 兼務教員
- 四 兼務職員

(機構長)

第5条 機構長は、機構全般の業務及び運営を統括する。

2 機構長は、復興を担当する理事又は副学長をもって充てる。

(部門長等)

第6条 部門長は、当該部門の業務を総括整理する。

2 部門長は、岩手大学の専任教員のうちから当該教員の所属する学部等の長の同意を得て、学長が任命する。

3 部門に班を設置し、各班に班長を置く。

(プロジェクト職員)

第7条 プロジェクト職員は、所属する部門の業務を処理するとともに、他部門の業務について協力し分担する。

2 プロジェクト職員は、運営委員会が候補者を推薦し、学長が任命する。

(兼務教員)

第8条 兼務教員は、所属する部門の業務を処理するとともに所属学部等との連絡調整に当たるものとする。

2 兼務教員は、部門長が候補者を推薦し、学長が任命する。

3 部門長は、前項の申請に当たっては、当該教員の所属する学部等の長の同意を得るものとする。

(兼務職員)

第9条 兼務職員は、所属する部門の業務を処理する。

2 兼務職員は、部門長が候補者を推薦し、学長が任命する。

(客員教授等)

第10条 機構に、客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）を置くことができる。

2 客員教授等の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 客員教授等の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(客員研究員)

第11条 機構に、客員研究員を置くことができる。

2 客員研究員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 客員研究員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(サテライト等)

第12条 機構に、第2条に掲げる業務を行うため、現地における活動拠点として釜石市にサテライトを置く。

2 機構は、各市町村等との連絡調整を行うため、三陸沿岸地域各市町村にエクステンションセンターを置くことができる。

(運営委員会)

第13条 機構の運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する規則は、別に定める。

(庶務)

第14条 機構の庶務は、関係部局等の協力を得て、研究交流部三陸復興推進課において処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年6月21日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。